

イオン銀行の選べる5つの団体信用生命保険

長く付き合う住宅ローンだから、安心できる保険をご提案します

加入保険の種類	一般団信	全疾病団信	がん保障付団信	8疾病団信プラス	ワイド団信	
特徴	死亡・所定の高度障がい状態を保障します	死亡・所定の高度障がい状態の保障に加え、病気だけでなく、けがによる所定の就業不能状態も保障します	入院の有無や就労不能期間を問わず所定のがんと診断確定された場合にローン残高が0円になります がんが治った後も、ローン残高は0円のままです	所定のがんと診断確定された場合に加え、7つの特定疾病による就業不能状態や非自発的に失業状態が継続した場合に住宅ローンの保障があります	健康上の理由でその他の団信にご加入になれなかった方でもご加入いただける可能性があります	
上乗せ金利	なし	なし	お借入金利に年0.1%を上乗せ	お借入金利に年0.3%を上乗せ	お借入金利に年0.3%を上乗せ	
取扱保険会社	日本生命保険相互会社	明治安田トラスト生命保険株式会社	明治安田トラスト生命保険株式会社	明治安田トラスト生命保険株式会社/ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	明治安田トラスト生命保険株式会社	
お申込時年齢／お借入時年齢	満18歳以上満71歳未満	満18歳以上満50歳未満	満18歳以上満50歳未満	満18歳以上満50歳未満	満18歳以上満50歳未満	
最終返済時年齢	満80歳未満	満80歳未満	満80歳未満	満80歳未満	満80歳未満	
健診書の要	1億円超	1億円超	1億円超	1億円超	1億円超	
保障内容	死亡・所定の高度障がい状態の際にローン残高を保障	死亡・所定の高度障がい状態の保障に加え、病気やけがによる所定の就業不能状態が一定期間継続した際に毎月の返済額を保障 また所定の就業不能状態が12か月を超えて継続した際にローン残高を保障	死亡・所定の高度障がい状態の保障に加え、所定のがんの診断確定でローン残高を保障するとともに、所定の上皮内がん・皮膚がんの診断確定で一時金、がんによる先進医療の療養にかかる所定の技術料を保障	死亡・所定の高度障がい状態、所定のがん確定診断に加え、7つの特定疾病(心疾患・脳血管疾患・高血圧性疾患・糖尿病・慢性腎臓病・肝硬変・慢性肺炎)による就業不能状態が6か月を超えて継続したときにローン残高を保障、また非自発的に失業した場合などのサポートも充実	健康上の理由でマイホームの取得が困難と考えられているお客さまや、従来の死亡・所定の高度障がい状態を保障する団体信用生命保険ではお引受けできないお客さまに対して保障を提供するために、引受基準を緩和したもの	
支払事由	死亡・所定の高度障がい状態	○	○	○	○	
	余命6か月以内と判断(リビングニーズ特約)	×	○	○	○	
	所定の就業不能状態が毎月のローン返済日において15日を超えて継続	×	○ ※毎月のローン返済額が保障されます ※すべての病気やケガが対象です	×	○ ※毎月のローン返済額が保障されます ※7つの特定疾病が対象です	×
	所定の就業不能状態が一定期間を超えて継続	×	○ (12か月を超えて継続したとき)	×	○ (6か月を超えて継続したとき)	×
	所定のがんと診断確定(上皮内がん、皮膚がん除く)	×	×	○ 残高が0円になります 責任開始日は実行後91日目から	○ 残高が0円になります 責任開始日は実行後91日目から	×
	所定の上皮内がん・皮膚がんと診断確定	×	×	○ 一時金として30万円をお支払い	○ 一時金として30万円をお支払い	×
	所定のがんによる先進医療の療養	×	×	○ 負担した技術料と同額をお支払い (所定の上限額あり)	○ 負担した技術料と同額をお支払い (所定の上限額あり)	×
	失業状態が1か月を超えて継続した場合	×	×	×	○ 最長6か月のローン返済相当額を補償	×
商品詳細 (右記QRよりホームページをご覧ください)						

●この資料は、イオン銀行住宅ローンをご検討されるお客さまのために、保障内容の概略を抜粋して説明したものです。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の契約概要および注意喚起情報で、保障内容をご確認ください。●お客さまの告知の内容等により保険会社にご加入をお断りする場合があります。●ご契約予定の住宅ローンが成立しなかった場合は、保障の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。●保障付住宅ローンのご利用条件等については、イオン銀行まで直接お問い合わせください。●告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、「告知義務違反」としてその被保険者の保険契約または特約を解除することがあり、保険金等をお支払いできない場合があります。保険金等が支払われない場合、債務が返済できないことがあります。[現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合]等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。●8疾病団信プラスの引受保険会社について、次の①②のいずれかに該当するお客さまは「カーディフ生命保険株式会社/カーディフ損害保険株式会社」となります。①2024年1月1日～2026年4月21日にお借入れのお客さま ②2026年4月21日以前に告知を行い、2026年9月30日までにお借入れのお客さま
©住宅ローンに関するお問い合わせ：イオン銀行ローン専用ダイヤル0120-48-1258(営業日時はホームページをご参照ください。)